

建設業者の皆さんへ

令和7（2025）年度 公共工事の入札契約制度の改正について

令和7（2025）年4月より次のとおり改正します。

- ① 町発注工事の前金払の使途拡大の継続及び一部取り扱いの変更について
前金払の使途拡大について、次のとおりとします。

(1) 契約に関する取扱い

第38条の特約条項を契約書に添付し契約を締結する。

なお、変更契約の場合については、工事打合せ簿により協議の上、変更契約書に第38条の特約条項を添付し、契約を締結する。

(2) 適用時期等

平成28（2016）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金に適用する。

なお、契約済のものについては、受注者からの申し出（工事打合せ簿）に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

- ② 現場代理人の常駐義務の緩和措置の適用終了

「現場代理人の常駐義務緩和」について、令和元年台風19号に係る災害復旧工事の円滑な実施のため、令和7（2025）年3月31日までに発注する建設工事に適用するものとしていましたが、令和7（2025）年3月31日をもって適用終了となりました。